

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和7年4月23日（水）午前8時57分～午前10時03分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機 管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉 部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市 整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育 部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和7年第1回市議会臨時会提出議案について 2 令和7年第2回市議会定例会提出議案について 3 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：提案のとおり提出議案として決定する。 議題3：令和7年第1回市議会臨時会の招集期日は5月9日（金）、令 和7年第2回市議会定例会の招集期日は6月5日（木）である。
審 議 経 過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和7年第1回市議会臨時会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて （市民部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 一つ目は、軽自動車税についてである。具体的には、二輪車の車両区分の見直しに係る規定の整備である。 二つ目は、固定資産税についてである。具体的には、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告の手続の見直し等の規定の整備である。 三つ目は、その他、所要の規定の整備である。 施行期日は令和7年4月1日である。 専決処分年月日は令和7年3月31日であり、専決処分番号は令和7年専決第1号である。 （結 論） 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて （市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布され、令和７年４月１日から施行されたことに伴い、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定が削除されたことから、武蔵村山市都市計画税条例（昭和３９年村山町条例第３２号）の一部を改正したものである。

施行期日は令和７年４月１日である。

専決処分年月日は令和７年３月３１日であり、専決処分番号は令和７年専決第２号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

（市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が令和７年３月３１日に公布され、令和７年４月１日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和３４年村山町条例第２０号）の一部を改正したものである。

施行期日は令和７年４月１日である。専決処分年月日は令和７年３月３１日であり、専決処分番号は令和７年専決第３号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

総務省・外務省・文部科学省の三省からのJETプログラム運用改善通知に基づき、外国語指導助手の報酬額の見直しを図ることに伴い、報酬の月額上限額に係る規定を改める必要があるため、本案を提出する。

	条例第2条第3項における特定会計年度任用職員の報酬の月額 の上限額を330,000円から360,000円に改める。 施行期日は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用 する。 (結 論) 提出議案として決定する。 (5) 令和7年度武蔵村山市一般会計補正予算（第2号） (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規 定により、本案を提出する。 補正予算額は835万3千円であり、補正後歳入歳出総額は3 52億6,977万3千円である。 歳入概要としては、会計年度任用職員雇用保険料負担金及び財 政調整基金繰入金である。 歳出概要としては、児童館運営経費及び外国青年英語教育推進 事業経費である。 あくまで現段階での内容である。 (結 論) 提出議案として決定する。 【報告事項】 (1) 専決処分の報告について (建設管理担当部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定 により議会において指定されている事項について、専決処分した ので、同条第2項の規定により報告する。 令和7年3月11日（火）午後2時30分頃、職員が、主要市 道第45号線において東から西へ向かい車両を後退し、ガソリン スタンドの敷地内で方向転換しようとしたところ、駐輪場に駐車 してあった車両に接触し、当該車両のマフラーカバーを損傷させ たものであり、損害賠償額6,540円を支払うものである。 示談については、令和7年4月14日付で成立した。 (結 論) 報告事項として決定する。 議題2 令和7年第2回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例 (企画財政部長説明)
--	---

武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号）第９条第２項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする基金について、令和６年度をもって当該基金の全額の処分が完了したことから、条例を廃止するものである。

施行期日は公布の日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

（企画財政部長説明）

標準準拠システムへの移行に伴い、住民登録外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられるため、個人番号の独自利用を行う事務等として、住登外者の情報の管理に関する事務を追加する必要があることから、本案を提出する。

一つ目は、独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものである。別表第１関係となる。

二つ目は、特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものである。別表第２及び別表第３関係となる。

施行期日は公布の日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

（市民部長説明）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

一つ目は、公示送達である。公示事項について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示板に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く

措置を講ずるため、規定を整備するものである。

二つ目は、個人市民税である。特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入することに伴い、規定の整備をするものである。

三つ目は、たばこ税である。重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している加熱式たばこの課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは一本をもって紙巻きたばこ一本に換算する等の所要の措置を講ずるものである。

施行期日は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、公示送達は地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から、たばこ税は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

保育所等利用世帯負担軽減事業実施要綱（平成 3 1 年福保子保第 1 1 5 8 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

特定被監護者等のうち、第 1 子の子どものに係る利用者負担金を無償化するため、規定の整備を行うものである。

施行期日は令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

子ども・子育て会議の所掌事務に、子ども施策の推進に関すること等を加え、同会議の組織について規定を追加するとともに、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出する。

一つ目は、子ども・子育て会議の設置の目的として、現行の子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項に規定する事務に加え、「こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策に関する事項」の審議を追加する。

二つ目は、同会議の所掌事務の規定を、子ども・子育て支援法第

72条第1項の規定に合わせるとともに、新たな所掌事務として、子ども施策の推進に関する事等を追加する。

三つ目は、同会議の組織について、若者を含む子ども施策や子どもの貧困対策についての知見や経験を有する委員として「地域において子ども施策に関する活動に従事する者」を加える。

施行期日は公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

(環境部長説明)

三ツ藤三丁目児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出する。

別表中の三ツ藤三丁目児童遊園の項を削るものである。

施行期日は令和7年7月1日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

立川都市計画地区計画都市核地区地区計画及び立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の都市計画変更に伴い、当該地区で定める建築物に関する制限の内容との整合性を図る必要があるため、本案を提出する。

立川都市計画地区計画都市核地区地区計画及び立川都市計画地区計画村山工場跡地地区計画の都市計画変更に伴い、地区整備計画の内容として定められた壁面の位置に関する事項等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき条例を改めることにより、良好な都市環境の確保を図るものである。

施行期日は公布の日から施行する。

なお、立川都市計画地区計画都市核地区地区計画の変更に関する告示は、令和7年3月6日に行っている。

また、立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の変更に関する告示は、令和7年3月28日に行っている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 令和7年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

	(企画財政部長説明) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。 補正予算額は４億４，７２２万７千円であり、補正後歳入歳出総額は３５７億１，７００万円である。 歳入概要としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や財政調整基金繰入金等である。 歳出概要としては、定額減税補足給付金不足額給付経費、住民情報システム運営経費や温泉施設整備事業費等である。 (質 疑) ○ 現段階で補正の予定は全て出ているのか。 ● あくまで集計中の内容のため、今後、追加する可能性がある。 (結 論) 提出議案として決定する。 (9) 令和７年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第１号） (建設管理担当部長説明) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。 資本的収入は補正予算額３，４７６万１千円であり、補正後予算額は２５億１，５３７万１千円である。 歳入概要としては、建設改良費の委託料の増に伴う公共下水道債、国庫補助金及び都補助金の増である。 資本的支出は補正予算額３，４８５万６千円であり、補正後予算額２７億８，１１７万２千円である。 歳出概要としては、建設改良費の委託料の増である。 また、令和７年３月１８日付で大規模下水道管路特別重点調査等について、国土交通省から依頼があり、全国的に調査を行うこととなったものである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (10) 温泉施設設備等改修工事の請負契約の一部変更について (総務部長及び建設管理担当部長説明) 温泉施設設備等改修工事の工事内容及び工期限を変更する必要があるので、本案を提出する。 温泉施設設備等改修工事について、内外装工事及び設備工事を追加し、工期限を変更するものである。 なお、予算額や工期限等は現在精査中である。
--	--

変更工事の詳細について説明をする。追加工事は、主なものは、ボイラーのオーバーホールに関する工事である。

その他、排煙オペレーター動作不良による改修等がある。

(質 疑)

○ 今後、工事が進んでいく中で、さらに追加工事が発生するのではないか。進行管理を徹底した方が良いと考える。

● しっかりとやっていきたい。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 武蔵村山市副市長の選任について

(企画財政部長説明)

副市長の任期が令和7年6月30日をもって満了となるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、後任の副市長を選任する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市副市長が、令和7年6月30日をもって任期満了することに伴い、後任者を選任するものである。

なお、副市長の任期は選任の日から4年間である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 継続費繰越計算書について（下水道事業会計）

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法施行令（昭和27年法律第403号）第18条の2第1項の規定により、報告する。

令和6年度から令和7年度に繰り越した継続費について、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

(企画財政部長説明)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和6年度から令和7年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

	報告事項として決定する。 【提出事項】 (1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について (都市整備部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、提出する。 提出書類は、令和6事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書であり、事業報告書及び財務諸表で構成するものである。 また、令和7事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。 (結 論) 提出事項として決定する。 議題3 その他 令和7年第1回市議会臨時会の招集期日については5月9日（金）、令和7年第2回市議会定例会の招集期日については6月5日（木）である。
--	---

会議録の開示 ・非開示の別	☒ 開示	
	☐ 一部開示（根拠法令等：	）
	☐ 非開示（根拠法令等：	）

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：373）
-------	---------------------

(日本産業規格A列4番)